

「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証制度

令和6年4月1日から、妊産婦の方の
利用証の有効期間を延長します。

これまで

妊娠7ヶ月～産後1年まで
※産後は乳児同乗時のみ

令和6年4月1日から

- ・妊娠7ヶ月～産後2年まで
 - ・多胎児（双子、三つ子など）の場合は、
妊娠5ヶ月～産後3年まで
- ※産後は乳幼児同乗時のみ

妊産婦の方の
利用証（赤）



制度の概要

県では、身体障害者等用駐車場を本当に必要とする方がより利用しやすくするため、公共施設や商業施設などに協力駐車区画（優先駐車スペース）を設置・表示し、その区画の優先利用の対象となる方など配慮が必要な方に対して、ほっとパーキングおかやま利用証の交付を行っています。



©岡山県「ももっち」

令和6年3月31日以前に交付を受けられた方へ

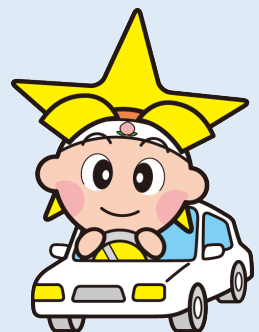
有効期間の延長を希望する方は、窓口または郵送での再交付申請が必要です。

【窓口での申請】

- ① 交付申請書
- ② 母子健康手帳（多胎児の場合は各々の手帳）
- ③ 交付済みの利用証

【郵送での申請】 ※県庁障害福祉課のみ

- ① 交付申請書
- ② 母子健康手帳の写し（多胎児の場合は各々の手帳）
- ③ 返信用切手 140円（利用証郵送のため）
- ④ 交付済みの利用証



©岡山県「ももっち」

【お問い合わせ】

岡山県 子ども・福祉部 障害福祉課 福祉推進班
〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
電話 086-226-7362

ほっとパーキングおかやま

検索

